

公共下水道を 使用できる区域が広がります

私たちは日常生活で多くの水を使用しています。そのままで流しつづけると川や海は汚れていくばかりです。下水道は汚れた水をきれいにし、川や海の水質を保全するために欠かせない施設です。

平成23年3月31日現在、市の下水道普及率は27・2％となっています。（県全体の下水道普及率は59・7％）

区域拡大は3月31日から

3月31日(土)から下図青色の区域で下水道処理を開始します。これに伴い、その区域内については排水設備を設置した後には下水道を使用することができるようになります。

図面などを縦覧します

今回下水道が使用できるようになる区域について、次のとおり図面などの縦覧を行います。

○期間 3月9日(金)～22日(木)
市役所執務時間内

○場所 都市計画課（市役所2階）

水洗化をお願いします

下水道法には、下水道が使用できるようになった日から3年以内に排水設備を設置することが定められています。

河川などの水質保全を図り、衛生的な生活を確保するために、下水処理開始区域内の建物については、できるだけ早く水洗化されるようお願いいたします。

市では、この工事が正しく行われるように「下水道排水設備指定工事店」と

して指定しています。

排水設備工事を行う場合は、この指定工事店に依頼してください。

公共下水道使用などの届出は

公共下水道の使用開始や各種変更には、都市計画課への届出が必要です。

▼使用開始・中止・廃止

▼名義変更

▼使用人数の変更（戸数使用の人のみ）

詳しくは、都市計画課にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

●問い合わせ 都市計画課

☎ 22111 内線 293

URL <http://www.city-yanai.jp/siyakusyo/tosikeikaku/index.html>

